蚊とはえ退治
―四月のやり方―

三月は気候が不順でいつまでも寒かつたため、冬越した蚊、はえの退治が徹底しなかつたようですが、愈々陽春四月を迎えましたので今月こそみんな力を合わせて町内一斉にやりましよう。

今月は上旬に先月同様、組織代表（各町内）へ薬剤を配付しますから次のことに注意し使用して下さい。

○配付薬剤

本庁一、二、入舟地区はリンデン油剤

関屋、沼垂、山ノ下、支所地区はリンデン粉剤

○使用の時期

四月中旬より月末までに町内揃つて一斉に散布して下さい。

○使い方

散布場所は便池周辺にむらのないよう丁寧にまいて下さい。

なお散布に不馴れの町内では、実施日が決まりましたら地区受持班長までお知らせ下されば当日指導に伺います

こうすれば〝蚊〟がいなくなる

1 下水や溝は常によく掃除して水の流れをよくする。

2 庭の凹地は土をならして雨水などが溜らないようにする。

3 空ビンや空カンなどを整理して水が溜らないようにする。

4 雑草が生えしげると蚊の棲みかになるので時々刈りとつて土地の乾燥をはかる。又植込みは下枝を切り払つて風通しをよくする。

5 用水桶は時々水をかえるか魚を飼うようにする。

6 墓地の花立は砂をつめて水が溜らないようにする。

7 竹やぶの中の切かぶは刎つて水が溜らないようにする。

こうすれば〝はえ〟がいなくなる

1 家の内外は毎日必ず掃除して軒並に清潔にする。

2 ごみ箱はいつも正しく蓋をして一杯にならないうちに町内のごみ箱に入れるか焼き捨てる。

3 便所の窓は金網などを張り、落し口、汲取口には完全な蓋をして蛹の入らないようにする

4 便池（肥溜）の中にいる「うじ虫」は殺蛆剤を散布して殺す。

5 肥料溜には必ず蓋をして時々殺虫剤をまく

6 犬や猫、鶏などを飼つている家庭ではその汚物の始末には特に注意する。

7 家庭菜園に下肥をつかうときは必ずその上に土をかぶせる。

8 畜舎はいつも清潔にして寝藁は一週間に一回とりかえる。この際「うじ虫」や「さなぎ」を焼き捨てたり殺蛆剤をまく。

9 堆肥は枠板で囲いをつくるほか周りの土を巾一尺深さ三寸ほど堀返して土の入れかえをするか殺蛆剤をまく。

種痘のお知らせ
恐ろしい天然痘予防のため必ず受けましよう

恐ろしい天然痘を予防するための種痘を次のとおり行いますので該当者は必ず受けて下さい。

なお種痘を受けていないと小学校へ入学するときに証明書をあげられないことになつております。

一 種痘を受けなければならない者

1、昭和三十年八月一日から昭和三十一年一月三十一日までに生れたお子さん

2、その他生後一回も種痘を受けていないお子さん

二 料金

金十円。但し生活保護法適用者及び生活困窮者で民生委員の証明書があれば無料です。

三 注意

1、種痘前日に入浴し清潔な肌着を着用すること。

2、相当こみ合いますからなるべく住所、氏名、生年月日、世帯主とその続柄を書いた紙片をお持ち下さい。

3、乳幼児は母子手帳をお持ち下さい。

四 会場及び日程

別表のとおり

（別表）　◎皆さんの最寄の会場えお出下さい◎

会場	接種 月日	接種 時間	検診 月日	検診 時間
有明台校	四月十五日	自午前九時 至〃十二時半	四月二十日	自午前九時 至〃十二時半
関屋校	四月十五日	自午後一時 至〃三時	四月二十日	自午後一時 至〃三時
白山校	四月十五日	自午前九時 至〃十二時半	四月二十日	自午前九時 至〃十二時半
豊照校	四月十五日	自午後一時 至〃三時	四月二十日	自午後一時 至〃三時
浜浦校	四月十六日	自午前九時 至〃十二時半	四月二十二日	自午前九時 至〃十二時半
鏡渕校	四月十六日	自午後一時 至〃三時	四月二十二日	自午後一時 至〃三時
新潟校	四月十六日	自午前九時 至〃十二時半	四月二十二日	自午前九時 至〃十二時半
栄校	四月十六日	自午後一時 至〃三時	四月二十二日	自午後一時 至〃三時
湊校	四月十七日	自午前九時 至〃十二時半	四月二十三日	自午前九時 至〃十二時半
入舟校	四月十七日	自午後一時 至〃三時	四月二十三日	自午後一時 至〃三時
沼垂校	四月十七日	自午後一時 至〃三時	四月二十三日	自午後一時 至〃三時
山の下校	四月十八日	自午前九時 至午後三時半	四月二十四日	自午前九時 至午後三時半
保健所	四月十八日	自午前九時 至午後三時半	四月二十四日	自午前九時 至午後三時半
保健所	四月三十日	自午前九時 至〃十二時半	五月六日	自午前九時 至〃十二時半

昭和32年度第1次 自衛官の募集
4月1日～6月10日

今回防衛庁においては、昭和三十二年度第一次自衛官を次の要領で募集いたしますからお知らせします。

一、採用予定人員

陸士　一二、四〇〇名

海士　八〇〇名

空士　五〇〇名

二、応募資格

今年の六月一日現在で十八才以上二十五才未満（昭和七年六月二日から昭和十四年六月一日の間に生れた者）の日本国籍を有する男子で、学校教育法に定める中学校卒業程度の学力を有し、かつ欠格条項に該当しない者

三、試験

中学校卒業程度の国語、数学、社会等について簡単な筆記試験及び口述試験並びに身体検査を行います。なお試験期日は次のとおりです。

第一回　五月六日から五月十日まで

第二回　七月一日から七月十三日まで

四、受付期間

四月一日から六月十日まで

五、その他

1 志願票は市役所庶務課及び各支所出張所に用意してあります。

2 第二次募集は八月一日から九月二十日迄の予定です

魚介類行商の登録更新をお忘れなく
期間は四月末日まで

昨年六月新潟県魚介類行商条例の施行によつて行商登録をしていたときましたが、この登録は四月一日から四月三十日までの間に登録の更新を行わなければなりません。この登録更新はこの期間内に行わないと前の登録はその効力が消滅するため、新しく登録しなければなりませんので次の方法で忘れずに登録更新の手続きをして下さい。

○登録更新の方法

1 登録更新申請書に住所、氏名、大体の仕入先、主として行商する区域、前年の登録番号を記入捺印し、手[illegible]を添えて係員に[illegible]て下さい。

2 更新手数料

市場出店の方は二〇〇円、行商のみの方は一〇〇円。

3 登録の期間

四月一日から三十日迄

(イ) この期間中は保健所ではいつでも受付ます。

(ロ) 保健所まで来るのに都合[illegible]に別表の日に係員が現場に出向いて登録の受付を行います。

4 登録申請に際しては今まで交付された登録票と標示（金属の鑑札）を返納して下さい。

（別表）

月日	曜日	時間	場所
4・16	火	午前六時より午前十時まで	柳島市場
〃・17	水	午後六時より午後九時まで	沼垂（宮川）
〃・19	金	午前六時より午前十時まで	柳島市場
〃・23	火	午後六時より午後九時まで	沼垂（宮川）
〃・24	水	午後一時半より午後四時半まで	松浜支所
〃・25	木	同右	南浜支所
〃・26	金	同右	太夫浜
〃・30	火	同右	太郎代

都市計画税の税率がかわりました

昭和三十二年度の固定資産税及び都市計画税について従来と変つた点は次のとおりでありますのでお知らせします。

一、都市計画税の税率は百分の〇、一五が百分の〇、二

（一例）

区分	昭和三十一年度の場合 固定資産税	昭和三十一年度の場合 都市計画税	昭和三十二年度の場合 固定資産税	昭和三十二年度の場合 都市計画税
課税標準	100,000円	同上	同上	同上
税率	1.4/100	0.15/100	1.4/100	0.2/100
年税額	一、四〇〇円	一五〇円	一、四〇〇円	二〇〇円
一期税額	三五〇円	八〇円	四〇〇円	
二期税額	三五〇円	七〇円	四〇〇円	
三期税額	三五〇円		四〇〇円	
四期税額	三五〇円		四〇〇円	
	徴税令書は別々に発行になりました。		徴税令書は一枚に発行されますが都市計画税は目的税であり特別会計で経理し指定された事業以外の経費に当てることはできません。	

二、二つの税金が一枚の徴税令書で徴収されることになりました。

今月の納税
固定資産税 第1期

納期限　4月30日

上記のとおり第1期の納期がまいりました。何卒お忘れなく納期間に完納下さるようお願いいたします。

国保の異動届がかわりました

いままで市の国保事務の円滑な運営に多大の成果をあげてまいりました保険委員制度は、三月末日で廃止になりましたが市としましては事務の確実を期するため今後は各町内自治会へお願いいたしたいと思つておりますが、それまでの期間に於て異動される方は国保受診証並びに印鑑持参の上直接市の国保課又は所轄の支所出張所にお出での上窓口備付の異動届書に所要事項を記入捺印の上手続をして下さい。

なお退職加入の場合は従来どおり退職証明書を必要とします。

―異動の手続順序―

（一般の異動）市民 → 国保課／支所出張所

（出生の場合）市民 → 戸籍課 → 国保課／又は支所の出生係 → 支所出張所の国保係

（死亡の場合）市民 → 戸籍課 → 国保課／又は支所の死亡係 → 支所出張所の国保係

（死産の場合）市民 → 衛生課 → 国保課／又は支所の火葬係 → 支所出張所の国保係

1件50円
印鑑証明手数料
4月1日から改正

このたび市の手数料条例の一部が改正され、四月一日から印鑑証明手数料は一件五十円となりましたのでお知らせいたします。

なお他人による印鑑証明書の不正行使を御懸念になる向は、ご遠慮なく市役所戸籍課又は各支所の印鑑証明係にご相談下さい。

RNKの電波で 市役所だより
毎週土曜日 午前11時35分に放送

新潟市役所では毎月一回「市政だより」を発行して各家庭へ配付する一方、毎週一回ラジオ新潟の電波にのせて、いろいろのことをお知らせしたり御協力を願つております。このラジオ放送はいままで毎週土曜日の午前六時四十五分からでしたが、四月からは午前十一時三十五分から四十分までの五分間にかわりました。今後も市政だよりを御愛読下さると共にこのラジオ放送も是非御愛聴下さるようお願いします。

× × × ×

新潟県「住みよい郷土建設協会」
新潟市支部結成さる

かねて設立準備中であつた「住みよい郷土建設協会新潟市支部」が去る三月十五日市の保健所において発会式を行い民衆自からの手による住みよい街づくり運動に向つて輝かしい発足をみました。

市予選の赤ちゃんコンクール
好結果で終る

毎年五月五日に表彰される日本一優良児を決める赤ちゃんコンクール新潟市予選が、一年半までの健康診査を兼ねて去る三月十五日に行われ二十九日に男女一〇二名の健康優良児が表彰されました。尚昭和三十一年三月生れの次の赤ちゃんは県の予選に臨むことになつています。

県予選大会に参加の赤ちゃん

氏名	保護者	住所
柳　高宏	幸宏	松島通三
吉田　幸裕	幸一郎	坂井
吉岡　浩	秀雄	松波町三
高橋　大介	幸一郎	本町通五
吉田　光春	光英	西万代町
片桐　真由美	哲夫	山ノ下通二
鳥羽　敦子	秀雄	下所島
中川　静代	利夫	日ノ出町三
荷平　みどり	順意	姥ケ山
志田　節子	勝男	一日市